

副本

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤洋子外43名

被告 東京都知事外4名

意見書

平成20年6月18日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら指定代理人

和久井 孝太郎



同

本多 教義



同

小松 弘尚



被告東京都知事及び東京都建設局総務部企画計理課長

指定代理人

加藤 恭文



同

植村 敦子



同

高島 泰法



同

赤山 貴大



同

長島 修一



同

岡上



同

丸山健一



被告らは、原告ら平成20年3月6日付け証拠申出書の第10に対して、次のとおり意見を述べる。

## 第10 証人 高橋興一について

不要と考える。

(理由)

- 1 立証趣旨は、東京都建設局河川部長である高橋興一の証人尋問によって、東京都が、①利根川水系工事实施基本計画の改定時の費用負担率、八ッ場ダム基本計画変更時に河川法に基づく費用負担、八ッ場ダム基本計画の策定及び変更それぞれ同意し、②国土交通大臣からの納付命令に応じて支出決定していることについて、同証人をもって、負担金額が著しく増額となる計画変更等に対する都の意見や納付命令に対する都の方針を決定する際の東京都内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件八ッ場ダムによって東京都が著しい利益を受けることがないことについて立証するということである。
- 2 この点、八ッ場ダムの治水に係る建設費の東京都の費用負担は、河川法63条1項における「都府県が著しく利益を受ける場合」として、河川法60条1項に基づき群馬県が負担すべき費用の一部をその受益の限度において負担するものである。
- 3 まず、八ッ場ダム基本計画の策定及び変更時の東京都知事の意見は特定多目的ダム法4条4項における関係都道府県知事としての意見であって、河川法63条1項にいう著しい受益の有無や程度についての意見ではない。

次に、昭和56年の利根川水系工事实施基本計画の改定時及び平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時には、東京都知事は、河川法63条2項に基づき同条1項の費用負担について異議のない旨の意見を述べているが、そのうち、平成15年の八ッ場ダム基本計画変更時の負担割合の変更は、流水の正常な機能の維持という事業が新たに加わったことによるものであり、著しい受益の有無や程度に係る意見を求められたものではなく、東京都としても著しい受益の有無や程度について意見を述べたものではない。

い(乙第128号証。「ハッ場ダムの建設に要する費用の負担について(回答)」。また、河川法60条2項に基づく都府県知事の意見は、同条4項における「協議」とは異なり、「意見をき」くものであって、国を拘束するものではないから、河川法63条1項に基づく費用負担の納付通知の効力に関係しない。

さらに、国土交通大臣からの納付通知に対し支出する際に著しい受益の有無や程度について判断する注意義務がないことは明らかである。

4 そうすると、特定多目的ダム法4条4項に基づきハッ場ダム基本計画の策定及び変更について意見を述べる際や国土交通大臣からの納付通知に対して負担金を支出する際に、東京都知事等が著しい受益の有無や程度について判断しているものではないし、河川法63条2項に基づく東京都知事の意見は国を拘束するものではないから、原告らの主張する財務会計行為の違法に関し、高橋興一の証人尋問によって東京都内部の検討状況を立証しても意味がない。

5 なお、高橋興一は、昭和56年の利根川水系工事実施基本計画の改定時及び平成15年のハッ場ダム基本計画変更時の河川法63条2項に基づく意見の回答の際に河川部長の職になかったことはもとより、何らこれらの回答に関与していない。

同人は、既に、東京都に退職願を提出しており、平成20年7月中旬には退職の予定である。